韓国IPG

INFORMATION

(特許庁受託事業)

韓国 Intellectual Property Group | 2013.08

発行_韓国IPG 事務局(日本貿易振興機構 JETRO ソウル事務所 知財チーム

電話_02-3210-0195 | 電子メール_kos-jetroipr@jetro.go.jp

責任編集 岩谷一臣(イワタニ・カズオキ)

編集 曺恩実(チョウ・ウンシル), 文炯逸(ムン・ヒョンイル), 李永熲(イ・ヨンキョン)

021



事務局より

本格的な夏の暑さがやってきました。連日の暑さで夏バテしないようにするために気をつけることをいくつか紹介します。 ①クーラーの冷やし過ぎは禁物、②偏りなく食事を取る、 ③温かいお風呂に入る、④水分補給をこまめに、⑤冷たい飲み物を飲み過ぎないなど、身体の温度を一定に保てるよう工夫して夏を乗り越えましょう。

CAUTION

<韓国IPG Information>に掲載されている寄稿・翻訳文 等は全て、本紙への掲載について権利者の許諾を得ておりま す。無断での転載はご遠慮ください。

●韓国IPGの活動

「第10回韓国IPGセミナー」(特許庁委託事業)を開催しました。

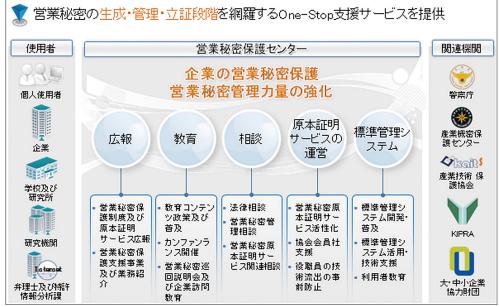
去る7月17日にソウルガーデンホテルで開かれた「第10回韓国IPGセミナー」は、梅雨の中、韓国IPG会員や関係機関など多くの方々にご参加頂くことができ、盛会裏に終了することができました。

今回のセミナーでは、第1セッションとして、韓国政府が運営する営業秘密保護センターの朴振圭センター長をお招きし、営業秘密保護のためのITシステム構築やコンサルティング、その他営業秘密流出に対する相談などをワンストップでサービスする「営業秘密保護センター」についてご紹介頂きました。当該センターは韓国企業のみならず、現地の日系企業も利用可能とのことですので、是非ともご活用ください。

また、第2セッションでは、サムスン電子とアップルとの知財紛争の最新状況についてご紹介いただきました。本知財紛争は、これまでもセミナーや報告書などでお伝えしてま

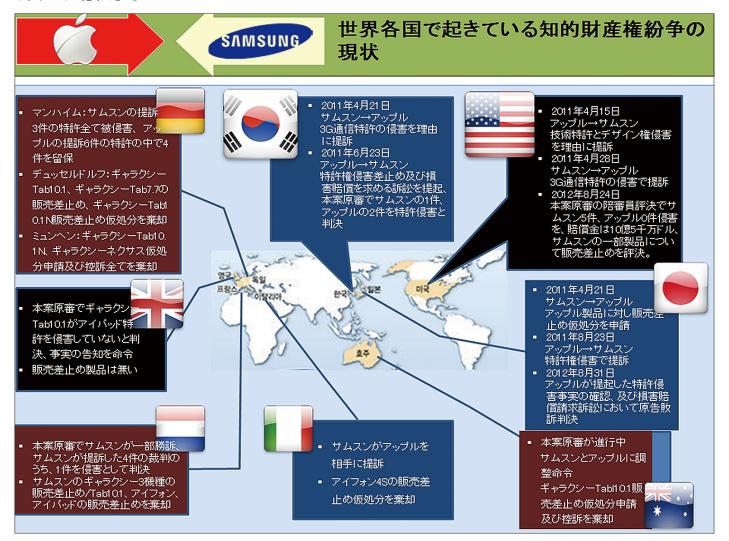


いりましたが、現在も世界的に一進一 退の訴訟を続けており、その帰趨が注 目されております。そこで、漢陽大学校 法学専門大学院の尹宣熙教授(法学 博士)をお招きし、訴訟の発生から現 在に至るまでの状況、両社の主張、ト レードドレスやデザイン、標準特許(国



際標準技術に関連した特許)についての権利行使のあり方など、幅広い観点から総括的にご説明をいただきました。

本セミナーの概要については、ジェトロ知財ホームページ(http://renew.jetro-ipr.or.kr/)→各種情報→セミナー・イベント等に掲載しておりますのでご覧ください。





韓国知財セミナー「韓国審判実務および改正特許法のポイント」を開催しました。

先にご紹介した「第10回韓国IPGセミナー」に先立ち、6月25、26日の両日にわたり、東京と大阪にて、韓国審判実務と改正特許法のポイントについてご紹介するセミナーを開催いたしました。日本と韓国の特許制度は、全般的に類似点が多いものの、相違する点も少なくなく、特に韓国における特許審判の実務などについては、これまであまり紹介されておりませんでした。そこで、特許法人和友の康応善パートナ弁理士をお招きし、韓国特許審判院審判官や韓国特許法院技術審理官などのご経験を生かし、日韓審判実務の相違などを中心にご説明いただきました。また、併せて、韓国特許法の改正が頻繁に行われている昨今、最新の法改正情報をご紹介すべく、潤晟国際特許法律事務所の金麟基代表弁理士をお招きし、先日7月1日に施行された改正特許法のポイントを中心にご説明いただきました。

本セミナーにおいても、約200名のご参加をいただき、盛況のうちに終了しましたこと、ここに御礼申し上げるとともに、概要をご報告いたします。

<セッション1:韓国における審判・審決取消訴訟実務の紹介> 康応善 特許法人和友パートナ弁理士

セッション1では、韓国の審判請求、処理期間の状況をはじめ、

日本には設けられていない制度として、2009年7月1日以降の出願から適用された再審査制度や、権利範囲確認審判などについて、詳細にご説明いただきました。権利範囲確認審判については、権利侵害との関係で、どのように活用すべきかをご説明いただき、日本の判定制度とは異なる制度として韓国においては広く利用されていることをご紹介いただきました。特に、特許権者が相手方製品について特許権の範囲に属することを求めるいわゆる積極的権利範囲確認審判の活用方法について、実務的な観点から詳細にご説明いただきました。

また、韓国における無効審判の問題点として、特に最近日本企業に取り上げられている無効率の高さについて、日本との制度面の違いを含め、ご説明いただきました。特に、韓国では、審判請求書の請求理由を変更し、新たな証拠を提出することなどが可能であり、また、審決の取消を求める訴訟においても、新たな証拠や無効理由を追加、主張することが認められるなど、日本と制度、運用が異なる部分が存在しており、それらの点について詳細にご説明いただきました。その他、日韓における審判請求人の要件の相違や、訂正請求の要件の相違に基づく実務上の注意点、さらには、無効審判の当事者の国籍によるいわゆるホームデシジョンは存在しないことなどをデータでご説明いただきました。

その他にも、費用対効果を考慮した審判官との面接方法や、審決取消訴訟の状況など、実務面で役に立つ情報を幅広くご説

明いただきました。

<セクション2:韓国改正特許法のポイントと注意点等>

金麟基 潤晟国際特許法律事務所 代表弁理士

セッション2では、今年7月1日から施行される改正特許法の変 更点のポイント、今後の改正動向について、ご説明いただきま した。今般の改正特許法のポイントは、1)出願の回復機会の拡 大、2)手数料返還対象の拡大、3)複数回の補正に対する取扱 の明確化、4)分割出願等における優先権主張書類提出期間の 改善、5)正当な権利者による特許出願の審査請求期間の改善、 6)電気通信回線により提供される先行技術の範囲拡大などが 主な点となります。

この中で、特に1)のものは、東日本大震災の際、関連規定の不備により救済出来なかった問題などを踏まえ導入されたものであり、出願審査の請求期間(5年)、及び再審査請求期間(拒絶査定謄本送達日から30日)を対象に、出願人の責めに帰すことができない事由により当該期間が途過した場合であっても、その

救済を受けることが可能となる制度であるとのことです。また、 3)は、拒絶理由通知に対し、応答期間内に複数回の補正がなされた場合、先の補正がみなし取り下げとなる制度であり、日本の制度・運用とは異なるものとなるため、注意が必要であるとのことです。

次に、韓国特許法の今後の改正動向として、2013年3月の立法 予告の内容をご説明いただきました。そのポイントとして、1)出 願日認定要件の緩和(論文出願など可能)、2)明細書の言語要 件の緩和(英語による出願を許容)、3)外国語出願の補正基準 の緩和(いわゆる原文主義の導入)、4)医薬品などの特許権存 続期間の延長回数を1回に制限することを法律で明文化、5)国 際特許出願における翻訳文提出期間の緩和などについてご説 明いただきました。

最後に、日韓の特許法を比較し、その制度上の相違について簡潔にご説明いただき、セミナーを終了いたしました。

特許庁委託事業

韓国知財セミナー「韓国企業の知財動向及び知財ライセンスのポイント」のご案内

韓国大手企業が躍進する中、ビジネスパートナーとして韓国企業との連携がますます重要になっております。一方、日本企業にとって、自社の技術を保護しつつも、その活用を図り、広くビジネスにつなげていくことが喫緊の課題となっております。そこで、韓国企業と知的財産のライセンスを行う際、注意すべき事項や実務的な知識についてご紹介するとともに、今後の韓国企業の動きを占うために、特許などからみたサムスン電子、LG電子の技術動向について併せてご紹介させていただきます。参加費は無料となりますので、広くご参加いただければ幸いです。

<開催概要>

- 日時:2013年9月10日(東京、定員200名)、11日(大阪、定員80名)14:00~17:10(受付13:30~)
- 場所:(東京)ジェトロ本部5階ABCD会議室アクセス: http://www.jetro.go.jp/jetro/profile/map.html(大阪)阪急グランドビル貸会議室1~3号室

アクセス:http://www.hhbm.hankyu-hanshin.co.jp/meeting/grand/access.html

<次第(質疑応答時間を含む。第一部、第二部は日韓同時通訳)>

14:00	開会
14:10~14:50	韓国政府に対するソウルジャパンクラブ建議事項の紹介
	ジェトロソウル事務所 岩谷一臣
14:50~15:30	第一部 特許出願などからみたサムスン電子、LG電子の技
	術動向
	韓洋国際特許法人 パートナー弁理士 金世元
15:30~15:40	休憩
	第二部 韓国における知財ライセンスの状況と実務
15:40~17:10	韓洋国際特許法人 パートナー弁理士 金世元

<参加申込方法>

下記ウェブサイトより、9月3日(火)までに必要事項をご記入の上、お申込みください。 定員になり次第、締め切らせていただきます。
URL: https://www.jetro.go.jp/form5/pub/obc/jippf korea201309

2012年韓国建議事項のご報告

ジェトロソウルでは、韓国ソウルジャパンクラブ(SJC)が行っている韓国政府に対する建議事項提出に協力しております。2012年は、労働、税務、金融など幅広い事項に対し、合計41項目の提出を行いましたが、知的財産権分野に関する事項が22項目と過半を占めており、日本企業にとって、当該分野におけるビジネス環境改善が喫緊の課題であることが伺えます。

そこで、2012年の韓国建議事項に対する政府回答の状況と、2013年 建議事項の募集についてご報告いたします。

<2012年韓国建議事項の総括(カッコは、前年)>

分野	項目数	受入可能	一部受入	長期検討	受入困難	
労働	4 (4)	0(0)	0(2)	4(1)	0(1)	
税務	5 (0)	0(0)	0(0)	2(0)	3(0)	
金融	2 (3)	0(1)	0(0)	0(0)	2(2)	
知的財産権	22(22)	4*(11)	4(5)	12(5)	2(1)	
個別要望事項	7(6)	0(2)	1(4)	1(0)	5(0)	
生活環境改善	1(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	
合計	41(35)	4(14)	6(11)	19(6)	12(4)	

*) 韓国政府の回答は受入可能4項目であったが、実質的に6項目の受入れがなされている。

<知的財産分野の建議事項と回答状況>

外国語出願の認容【実質受入】	知的財産権侵害に対する権利者保護の強化【長期検討】			
PCTによる国際出願に係る手続補正の範囲【受入】	デザイン登録要件における拡大先願の改善【受入】			
指定期間、不服申立期間の延長【長期検討】	デザイン保護法における保護範囲について【受入】			
特許法によるコンピュータプログラム自体の保護【長期検討】	デザイン無審査登録物品の見直し【長期検討】			
特許の分割出願の時期的要件緩和【長期検討】	商標の先後願に関する判断時期の改善【実質一部受入】			
特許出願におけるマルチのマルチクレームの認容【長期検討】	商標の指定商品の包括的な記載の拡大【長期検討】			
特許期間延長制度における外国臨床試験の加算【受入困難】	不正の目的をもって使用する商標の判断基準について【一部受入】			
無効審判の請求人適格の制限緩和【受入困難】	伝統製品・酒類等における商標保護強化【一部受入】			
審判手続の改善【一部受入】	特許庁ウェブサイト(KIPRIS)の改善【一部受入】			
侵害訴訟における法院での権利の有効/無効判断【長期検討】	水際措置の拡大【受入】			
間接侵害規定の拡充【長期検討】	日本コンテンツに対する規制の撤廃【長期検討】			

知的財産分野の建議事項については、これまでも模倣品対策の強化の要望に対し、2010年に商標権特別司法警察隊が導入されたほか、今後予定されている法改正によって外国語出願制度やデザイン登録要件の改善など、いくつかの建議事項が実現する予定です。

一方で、特許法によるコンピュータプログラムの保護や、知的財産権侵害に対する権利者保護の強化など、長期検討、受入困難等とされた事項も少なくありません。その他にも、営業秘密流出の問題など、日本企業を取り巻く知的財産権をめぐるビジネス環境は、まだまだ改善の余地が大いにあると考えられます。

そこで、2013年度も以下の要領で建議事項(知的財産権分野)を募集いたしますので、広くご協力いただければ幸いです。詳しくは、ジェトロソウル事務所知財チームの以下のページをご参照ください。

- 提出要領: http://www.jetro-ipr.or.kr/sec_admin/files/kengi1(2).pdf
- 提出用紙: http://www.jetro-ipr.or.kr/sec_admin/files/kengi2.doc
- 提出期限: 9月27日(金)
- 提出先: SJC知財委員会/ジェトロソウル知財チーム 岩谷一臣E-mail kos-jetroipr@jetro.go.jp

ジェトロソウル事務所知財チームのホームページで毎日発信されている知財ニュースの中から、模倣品、権利侵害を中心に、韓国の知財動 向情報をピックアップしてお届けします。詳細な記事、その他のニュースについては、ホームページの「ニュース速報」をご覧ください。

窮地に追い込まれた現代起亜自動車、販売差し止めの危機迫る(電子新聞 2013.4.24)

知的財産専門会社「廣開士研究所」によると、現代自動車の米国内における特許訴訟が最近2年間急増した。2004年から今年第1四半期まで、現代自動車が米国で起訴されたのは37件だが、そのうち48%の18件が2011年以降発生した。訴訟は、主に特許管理会社(NPE)が主導している。電子分野に集中していた特許管理会社が電装部品の強化という流れに乗って、自然と自動車分野に活動の領域を拡大しているという分析も出ている。

KCテック、日立との特許訴訟を両社の合意で取下げ (デジタ ルタイムズ 2013.4.25)

半導体素材「スラリー」をめぐり、半導体・ディスプレイ設備メーカー「KCテック」と日立化学が行ってきた特許訴訟において、両社が訴訟を取り下げることで合意したことが25日に分かった。日立化学は、2011年11月、KCテックを相手にスラリー関連の特許侵害訴訟を米国で提起した。「KCテック」は、昨年7月、韓国で日立化学を相手に特許無効審判を提起、これまで訴訟を行ってきたが、両社の合意により係争にピリオドが打たれた。

パテント・トロールの「餌食」にされる韓国企業 (電子新聞 2013.6.5)

特許情報振興センターが5日に発表した「標準特許の動向分析」の報告書によると、約2000社以上の特許管理会社(NPE)の標準特許は2009年3199件から、2012年5050件と、保有件数が3年で70%以上も増えた。このうち、インターデジタルは、標準特許全体の90%を超える4561件と保有件数が突出して多く、業界1位となっている。問題は、この会社が年間売上高の20%以上を韓国から得ているということだ。実際に、2010年から2012年まで、サムスン電子やLG電子などの韓国企業がインターデジタルに標準特許の利用料として支払ったロイヤルティは、1億2000万~1億8000万ドルだ。

米ITC「アップルがサムスン特許を侵害」(電子新聞 2013.6.5)

米国国際貿易委員会(ITC)は、米国時間の4日、アップルがサムス

ン電子のスマートフォン特許を侵害したという最終決定を言い渡し、関連のアップル製品の輸入禁止を決めた。今回の決定により、ITCは、中国フォックスコン工場など、海外で組み立てられるアップルの該当商品の輸入差止をオバマ大統領に建議することができ、大統領は60日間以内に決定を下さなければならない。(ジェトロ注:8月3日、オバマ政権は、本決定に対し拒否権を発動しました。)

海外自動車の模倣部品流通の疑いで2人摘発 (デジタルタイム ズ 2013.6.27)

韓国特許庁商標権特別司法警察隊は、中国製の安価な模倣自動車部品を米国、日本、カナダなどの有名な海外の自動車部品メーカーの商品として流通させた疑い(商標法違反)でA氏とB氏の2人を検挙し、取調べを行っていると27日に発表した。A氏は、バスやトラックに搭載されるテンショナ、ハブベアリングなどのコア部品の模倣品を製造し、ソウルなどの自動車ベアリング部品代理店に販売した疑いが持たれている。警察隊は、同じ手口で10億ウォンの不当な利益を上げてきたと推定している。また、工場と倉庫に保管していた模倣部品や材料などの約6000個(1億ウォンに相当)も押収した。

ウェブキャッシュと韓国富士通が和解(電子新聞 2013.7.9)

韓国のウェブキャッシュ社は、自社のポータブルブランチ関連の 特許を韓国富士通が侵害しているにもかかわらず、適切な措置 をとらなかったと主張し、逆に韓国富士通は、ウェブキャッシュ が特許権を盗用したとして法的な対応を検討していたが、8日、 両社はこの係争を終えることで合意した韓国富士通は、特許無 効訴訟を取り下げる一方、具体的な協力事項をウェブキャッシュ と共同発表する予定だ。



< The Daily NNA【韓国版】紙上で毎月第2水曜に連載>

特許権侵害を発見したら ~行政救済手段による対応~

特許権侵害を発見した場合、一般にどのような対処が可能だろうか?多くは、 税関での取り締りや、侵害訴訟を通じた和解、あるいは判決等によることにな ろう。しかし、韓国税関は、商標権や著作権侵害品等の取り締りを行ってい るものの、現時点では、特許権侵害物品が対象外とされており、また、侵害訴 訟による場合には、時間的にも費用的にも負担が大きくなる。

そこで、特許権侵害に対する対策ツールの一つとして、韓国貿易委員会 (KTC)による行政的教済手段をご紹介する。

韓国貿易委員会による行政的救済手段

日本の税関では、特許権を含む知的財産権侵害物品に対する水際取締を行っていますが、韓国の税関は、現在、輸入または輸出禁制品が"商標権や著作権、著作隣接権を侵害する物品のみ"とされ、特許権などの知的財産権侵害物品を取締対象としていません。

しかし、韓国では、特許侵害物品を海外から韓国内に輸入、販売する行為や、輸出を目的に韓国内で製造する行為(不公正貿易行為)などに対して、韓国知識経済部(日本の経済産業省に該当)内に設置された貿易委員会に不公正貿易行為に対する調査を申請することができる仕組みとなっています。そして、不公正貿易行為によって、回復することのできない被害を受けたか、受けるおそれのある者は、担保を提供するによって、不公正貿易行為の中止等の暫定措置を求めることができ、これに対して貿易委員会は、約1カ月以内に侵害行為の中止を命じるか、当該物品の廃棄等の必要な是正措置を下すことができます。

不公正貿易行為調査によるメリット

通常、民事訴訟による場合には、紛争解決に関連した所要期間が長いだけでなく(各審級別に約10カ月)、費用も多くかかるのに対し、貿易委員会による救済手段は、調査開始後、判定までの処理期間が約6カ月と短い上、弁理士を代理人に選任することができ、低費用で利用できるという長所があります。また、従来、貿易委員会が特許権侵害と判定した物品を流通経路のみを変更してさらに輸出入し、販売製造する場合、別途の調査として扱っていましたが、現在では、元々の侵害物品と等しいか否かに対する簡単な確認手続きを経るだけで非常に迅速な制裁が可能となりました。

さらに、最近、韓国特許庁は、貿易委員会が通報した不公正貿易行為調査関連特許に係る権利範囲確認および無効審判事件を迅速審判事件の対象に

指定し、これにより、審判請求日から4カ月以内に審決が得られるようになりました。

不公正貿易行為調査の実績

このようにメリットの多い不公正貿易行為調査ですが、その使用実績は、あまり多くありません。その理由としては、本制度に対する認識が相対的に低いことが挙げられますが、民事裁判所による救済手段に比べ、紛争解決期間および費用的な面だけでなく、是正措置が侵害物品に対して、直接的にとられるという点において、メリットが得られるものですから、第三者の侵害行為が不公正貿易行為に当たると考えられるような場合には、本制度の利用を考慮してもよいでしょう。

税関による特許権侵害物品の取り締り

ところで、現時点で特許権侵害物品の取り締りを行っていない韓国税関ですが、韓国政府は、欧州連合(EU)との間で自由貿易協定を締結するとともに、税関における輸出入禁制品として、既存の商標権、著作権などのほかに"特許権、意匠権および種苗法による品種保護権等"を追加し、特に特許権侵害物品については、2013年7月1日から適用するとしております。これにより、上記期日以降、特許権者は、税関法の規定による特許権の申告をすることができるようになり、税関で特許権侵害物品が発見された場合、その通報を受け、担保を提供することにより、当該侵害物品の通関保留や留置を要請することが可能になりました。

韓国税関庁は、これに関連した事務処理を円滑にするため、今年3月中に、告示 改訂を行う予定であるとしており、実務の推移を見守る必要があるでしょう。

不公正貿易行為調査の申請件数								
2006年 以前	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年 (1月)	計
138件	3件	3件	5件	13件	5件	8件	2件	177件

ジェトロソウル事務所

<今回の解説者>

特許法人和友 康應善パートナー弁理士

主な経歴:韓国特許庁審査官、審査長、審判官、韓国特許法院技術審理官など。 東京大学・大学院卒後、特許法人和友のパートナー弁理士として活躍。また、法院専 門審理委員としても活躍中

著書として、韓国特許実務入門(日本経済産業調査会発行、2011年、第2版)等がある。 (監修:日本貿易振興機構(ジェトロ)ソウル事務所 副所長 岩谷一臣)



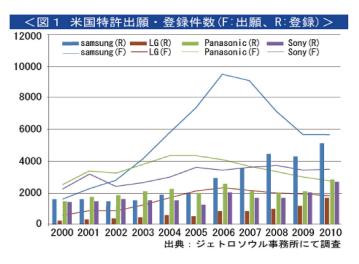
< The Daily NNA【韓国版】紙上で毎月第2水曜に連載>

技術力が向上する韓国企業

「技術で勝って商売で負けた」。昨年までの円高の中で、苦境に立たされてい た日本企業がよく使っていたセリフである。しかし、技術力では負けていないとい う自負を過信していると、足元をすくわれかねない状況であることを理解してお く必要がある。

先進国での特許出願を伸ばす韓国企業

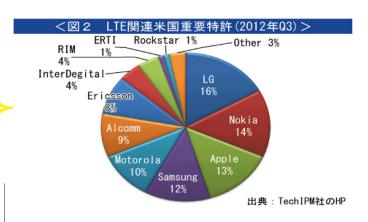
まず、米国での特許出願・登録の状況をご紹介します。下のグラフは、サムスン電子、LG電子と日本企業における米国での特許出願・登録を表したものです。



ご覧のとおり、2000年初頭までは、日本企業の特許出願が優勢でしたが、その後、サムスン電子の出願が急速に伸び、今では日本企業の倍の水準で特許を確保しています。サムスン電子は、2005年に「No Patent, No Future」を掲げ、高品質な特許の取得を重要な経営方針としております。同時に、市場性、知財紛争の頻発などから、米国における特許取得を重視しており、06年から米国特許出願第2位をキープしております。一方のLG電子も、04年にIPセンターを設立し、知的財産を重視する経営方針をとっており、12年には、米国特許出願第10位となっております。さらに、12年の欧州特許出願を見ても、最多企業はサムスン電子であり、LG電子も5位につけるなど、先進国での特許出願を活発に行っております。

高い技術的評価を受ける韓国企業

以前、韓国は、官民挙げて標準技術に対する特許取得を進めており、国家別に 見たLTE標準特許取得数でアメリカに次いで2位(日本は4位)であること、特に サムスン電子が最多であり、LG電子が7位である一方、日本企業は上位10社に存 在しないことをご紹介しました。そこで、今回は、LTE関連米国特許のうち、重要 な特許を保有している企業を分析したデータをご紹介したいと思います。



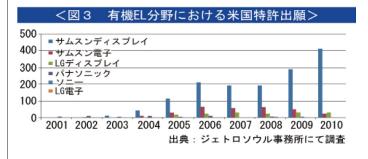
このように、LG電子、サムスン電子が上位に入っていますが、日本企業は、ここでも存在していません。

さらに、IEEEが発表した「PATENT POWER2012」を見ますと、半導体製造分野上位20社において、サムスン電子が1位、ソウル半導体が10位である一方、日本企業は、半導体エネルギー研究所が3位、ルネサスエレクトロニクスが15位にとどまっています。また、化学分野では、LG化学が6位(日本企業では日東電工が9位)、情報通信サービスではSKテレコムが13位(同NTTが14位)など、一部分野ですが韓国企業は、日本企業よりも高い技術的評価を受けております。

先端技術の特許出願で差がつく日韓企業

最後に、次世代ディスプレイとして注目される有機ELに関し、米国特許出願の データをご紹介します。

もちろん、このようなデータのみで技術力のすべては評価できませんし、特許 出願数はその権利内容が重要であり、必ずしも技術力には直結しないという エクスキューズもあるとは思います。しかし、何の疑いもなく冒頭のような考え を抱くことが危険な状況にあるということは、ご理解いただけるでしょう。



<今回の解説者>

日本貿易振興機構(ジェトロ)ソウル事務所副所長 岩谷一臣(特許庁出向者) 92年特許庁入庁。96年に審査官昇任後、特許情報課、特許審査調査室、調整課 人事担当、ヨーロッパ特許庁派遣、2007年に審判官昇任。その後、審判課法規担 当、主任上席審査官昇任を経て、2011年6月より現職